

令和7年2月12日

格付けの決定に係る業務委託事業者募集要項

本市では、これまでから、本市の発行体格付け及び債券格付けを取得し、公表しております。この度、令和7年度の格付委託先について選定を行うこととなりました。

本業務は、高い専門性と経験を必要としていることから、委託先の選定をプロポーザル方式（公募）により実施します。

本業務の受託を希望する事業者については、下記のとおり応募してください。

記

1 業務内容

京都市の発行体格付け及び債券格付け（令和7年度新規発行債並びに既発債）の決定

2 契約条件

(1) 契約形態

委託契約

(2) 業務委託料の上限

2,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 上記金額には、委託業務内容の実施に係る全ての費用を含む。

(3) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 委託費の支払条件

原則、委託業務の履行確認後、委託先からの請求に基づいて支払う。

ただし、本委託業務における債券格付けは、京都市債発行の都度決定するものであり、年間を通じて滞りなく債券格付けを取得するため、必要に応じて契約当初に全額前金払いの実施の可否を検討する。（京都市債発行の回数に関係なく、委託料が一定の場合に限る。）

3 参加資格

本件の参加資格者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者、または京都市競争入札等取扱要綱 第2条第1項各号（※）に掲げる資格を有する者
- (2) 本市から競争入札停止措置を受けていないこと

4 提出書類等

- (1) 参加表明書（様式1） 1部
- (2) 提案書（任意様式） 5部（正本1部、副本4部（社名等を伏せたもの））
- (3) 見積書（任意様式） 5部（正本1部、副本4部（社名等を伏せたもの））

※ 積算内訳を明確に記載すること

(4) 事業概要（任意様式） 1部

※ 事業所概要及び業務内容等が分かる資料

なお、評価に際して、提案書等の内容詳細について本市で確認する必要がある場合は、提案者に対して質問を行うことがある。

5 提案の評価方法

別紙審査基準に基づいて、以下(1)～(6)の各視点について各評価者が採点し、その平均点で順位付けを行い、第一順位の者を受託候補者に選定する。

なお、一者のみの応募の場合、評点が50点を超えるか、かつ(1)～(5)の各視点において最低評価（劣っている）がない場合は受託候補者に選定する。

(1) 格付けの中立性（配点：15点）

(2) 情報発信の取組み（配点：15点）

(3) 発行体格付け（依頼格付け）の付与実績数（国内事業者向け、海外事業者向け、自治体向け）（配点：各10点 30点満点）

(4) 自治体向け格付け業務に配置されている人員及びその能力（経験、資格等）
(配点：20点)

(5) 格付けまでの事務手続きのスケジュール及び本市事務負担（3月末に選定結果を通知することを前提とした場合に6月末までの発行体格付及び既発價格付けの公表の可否等）（配点：10点）

(6) 見積額及びその内訳（配点：10点）

6 提出期限

令和7年3月7日（金）午後5時（必着） ※郵送又は持参

7 提出方法及び提出先

以下の提出先に郵送又は持参により提出すること。

なお、持参の場合、受付時間は、午前9時から午後5時までとする（土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する日を除く）。

【提出先】

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市 行財政局 財政室 船越あて（連絡先 電話：075-222-3290）

8 注意事項

(1) 以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

ア 提出書類に虚偽の記載があると認められる場合

イ 受託候補者選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(2) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

(3) 提出書類は返却しない。

9 選定後の手続

(1) 結果通知

委託先の選定後に、参加者、評価点及び選定理由を公表するとともに、採否に関わらず全参加者に結果を通知する。

(2) 契約

委託候補先との契約については、予算執行が可能となる令和7年4月1日以降となる。ただし、本件に係る予算が成立しないときは、通知は無効となる。この場合において、本件のために行った準備行為等に係る経費が既に発生していても、その経費を京都市に請求することはできない。

10 提案募集に関する質問等について

本件募集内容について質問等がある場合は、質問書（様式自由）により、電子メールで次のメールアドレスに送付すること。メールにて回答するとともに、必要に応じて、ホームページにおいて質問及び回答を公開することとする。

【電子メールアドレス】syukei@city.kyoto.lg.jp

(※) 京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。

ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること。
- (3) 次に掲げるものを滞納していないこと。
 - ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税及び地方消費税
 - ウ 本市の市民税及び固定資産税
 - エ 本市の水道料金及び下水道使用料
- (4) 工事の請負にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。ただし、小規模な修繕の請負を除く。
 - (略)
- (5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。
- (6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。